

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

【存在理念】、【経営理念】および【行動理念】から成る当社の理念体系は、「人」に基軸を置いた点に特徴があり、一人ひとりがプロフェッショナル人材をめざし、ビジネスパートナーとの間に最高水準のサービスを共創する関係を構築することによって、当社に係わるすべての当事者の幸せを実現するとの熱い思いが込められています。

#### 【存在理念】

私たちの存在意義は、新たな価値を発見し、社会的な価値へと結晶させることにあります。私たちは、次代の生活品質を追求するビジネス・プロデューサーとして、独自にして公益にかなう最高水準のサービスを創造し、GSIクレオスと価値を共創するすべての当事者の幸せを実現します。

当社においてコーポレート・ガバナンスは、この社会的存在意義を定義した【存在理念】の実現に向け、経営や事業を遂行するときの意思決定基準を支えるものであり、株主をはじめとする利害関係者のための経営監視体制であるとともに、激変する環境下でグループ価値の最大化を図るための自律的な運営体制であると認識しています。当社の【経営理念】は、それぞれの利害関係者の位置付けおよび経営姿勢を明確化したものであり、コーポレート・ガバナンスの基本精神を経営の指針として要約したものとなっています。

#### 【経営理念】

私たちは、P-C-V(プロフェッショナル人材が利害関係者と価値を共創する)サイクルによるスピーディーな善循環経営を実行します。(P:Professional People、C: Collaboration with Stakeholders、V: Value Creation)

#### 《社員とともに》

GSIクレオスにとって、人的資本こそが企業価値を創造する源泉であります。私たちは、GSIクレオスを共に創るプロフェッショナル人材の開発に投資をおしまず、社員一人ひとりが、発揮した能力と意欲に応じて喜びと誇りを享受しながら、企業価値の創造に参画できる経営を実行します。

#### 《株主とともに》

GSIクレオスにとって、株主は永続的な成長と発展の柱石であります。私たちは、安定的に企業価値を高め続けることが、株主への最大の貢献であると考え、企業価値の増大に資する事業活動に専心し、株主に対するオープンかつインタラクティブな経営を実行します。

#### 《取引先とともに》

GSIクレオスにとって、取引先は共に成長するパートナーであります。私たちは、最良のパートナーを求めるとともに、自らも選ばれるための要件を満たし続けて、市場合理性にもとづく対等な関係を保つことで、常に学習し高め合う創造的な経営を実行します。

#### 《市場とともに》

GSIクレオスにとって、市場とは、価値観を共有する生活者であります。私たちは、私たちの確信する価値観にもとづいて、世界中から最高のリソースを見出し、挑戦的にビジネスを展開し、生活者の期待を創り、期待に応える経営を実行します。

#### 《地球環境のために》

GSIクレオスにとって、地球環境の保全は、生活の場に対する信実であります。私たちは、私たちの推進する事業活動の一環として環境保全に取り組むことで、より多くの人や組織とともに地球環境保全活動へ参加する経営を実行します。

#### 《会社組織のために》

GSIクレオスにとって、会社組織は、個の感性と叡智を結集し、最大限に高め合う器であります。私たちは、個人の役割と成果責任を明確にして権限を委譲し、自律する強い組織をつくることで、市場に直結した判断と迅速な決定を可能にし、環境の変化にダイナミックに適応する経営を実行します。

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実に向け、経営の透明性を一層高め、充分な説明責任を果たすための施策について検討を重ねるとともに、IR情報の充実が重要な課題であると認識し、株主からの信頼を得られるよう経営成績と基本方針をわかりやすく伝えられるように努めます。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

#### 【補充原則1-2-4 議決権の電子行使を可能とするための環境作り、招集通知の英訳】

現在の株主構成等を勘案し、議決権の電子行使の採用および招集通知の英訳を行っていません。今後、機関投資家や海外投資家の比率を踏まえ、これらに対応してまいります。

#### 【原則3-1 情報開示の充実】

##### (1) 経営理念、経営戦略、経営計画

経営理念はホームページに掲載しています。(URL: <http://www.gsi.co.jp/company/philosophy>)

経営戦略はその概要を決算短信に開示していますが、経営計画については中期的な数値目標を開示しておりません。

##### (5) 経営陣幹部の選任、取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名の説明

社外取締役・監査役については、株主総会招集通知に選任理由を記載しております。今後は、それ以外の役員についても選任理由を株主総会招集通知に記載してまいります。

【補充原則3-2-1 外部会計監査人候補の評価基準の策定】

外部会計監査人については、独立性、専門性、監査品質、報酬水準等を勘案して候補を選定するとともに毎期、監査の実施状況、独立性、報酬水準の妥当性等を確認しております。今後は、それら選定基準および監査業務の評価基準の明文化を検討してまいります。

【補充原則4-1-2 中期経営計画の実現および未達の場合の原因分析、説明、次期計画への反映】

当社は、長期ビジョンとともに経営戦略の概要および単年度の業績見通しを決算短信等で開示しています。中期的な数値目標は公表しておりませんが、取締役会で承認した中期経営計画があり、その達成に最善の努力を払うとともに、進捗状況や結果についての分析を行い、次期以降の計画に反映させております。今後は中期経営計画の開示についても検討してまいります。

【補充原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者計画に対する監督】

最高経営責任者等の後継者のサクセッションプランとして明文化されたものではありません。今後、取締役会が適切に監督が行えるよう、承継プランの作成を検討してまいります。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

現時点における独立社外取締役は1名ですが、2016年開催の株主総会以降は2名以上の独立社外取締役を確保する予定です。

【補充原則4-8-2 筆頭独立社外取締役の設置】

独立社外取締役が1名のため、「筆頭独立社外取締役」は設置しておりませんが、経営陣や監査役との連携は十分取れていると考えております。

【補充原則4-10-1 指名・報酬に関わる任意の諮問委員会の設置】

指名・報酬に関しての任意の諮問委員会は設置しませんが、重要な事項に関する検討にあたっては独立社外取締役の適切な関与・助言を得てまいります。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価】

取締役会全体の実効性の分析・評価につきましては、そのあり方や開示方法を検討してまいります。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

資本効率の目標としてROAの当面の目標を3%としています。また、経営資源の配分等については、経営戦略の概要として決算短信で開示しておりますが、現時点で、中期経営計画の数値目標を公表しておりません。これらの公表にあたっては、資本政策の基本方針を含め、株主に分かりやすい言葉・論理で説明を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、取引先との関係を維持・強化するため株式を保有しております。これら株式については、取得時だけでなく、毎年1回、収益性、取引関係等を総合的に勘案し、企業価値の向上につながると認められる場合には継続保有することとしており、その結果を取締役会において報告しております。

議決権の行使については、当社の企業価値向上の観点から、議案ごとにその賛否を決定しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社と取締役との取引については、法令、取締役会規則の定めにもとづき取締役会の承認を得ることとしています。主要株主等との取引については、通常の取引と同様、市場価格にもとづく公正な取引を行うこととしており、その内容については、有価証券報告書等に開示しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(2)コーポレートガバナンスに対する基本的な考え方と基本方針

本報告書の1.「基本的な考え方」をご参照ください。

(3)取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

本報告書の2.「1「取締役報酬関係」(報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容)」をご参照ください。

(4)経営陣幹部、取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

経営陣幹部、取締役・監査役候補の指名に当たっては、当社の経営理念にもとづく経営目標を達成するための人格、知識、経験、能力を備えていることに加え、会社業績に対する貢献度、当社の事業規模や特性、取締役会の人員構成のバランスなどを考慮し、取締役会で候補者を決定しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会は、「取締役会規則」に自ら決議すべき事項を定め、それ以外の事項を経営陣に委ねております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役候補者については、会社法および東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」にもとづき、その独立性を判断するとともに取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献ができる人物を選定するよう努めております。

【補充原則4-11-1 取締役会全体のバランス、多様性、規模に関する考え方】

定款において当社の取締役は12名以下と定めており、会社の組織や事業分野、地域などを考慮して候補者を選定しております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役兼任】

当社の取締役および監査役は、他の上場会社の役員を兼任しておりません。兼任する場合にあつては、その数を合理的な範囲にとどめ、その状況を株主総会招集通知に記載いたします。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

取締役・監査役には、求められる役割と責務を十分に理解してもらうため、就任時に会社の事業、財務、組織等に関する資料を配布するとともに就任後もそれらを更新しております。また、セミナーへの参加や読本による研鑽を促すとともにそれらの費用は全額会社が負担しております。

【補充原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主からの対話の申し込みに対しては、会社の持続的な成長と企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応してまいります。

- (1) 株主との対話は代表取締役をはじめ、経営陣幹部が対応することを基本とし、対話全般についての統括はIR担当取締役が行うこととします。
- (2) IR担当部署を経営企画部とし、株主総会担当部門である法務審査部や経理部等の関連部門と連携し、情報を集約するなどにより、対話を促進する体制を整備してまいります。
- (3) 個別面談以外の対話の手段の充実を図るため、決算補足資料の作成や投資家説明会の開催を検討してまいります。
- (4) 対話において把握された意見・懸念については、関連部門で共有するとともに、必要な情報についてはIR担当取締役が取締役会に報告します。
- (5) 対話に際しては、「インサイダー取引管理規則」に従い、重要情報を管理します。

## 2. 資本構成

|           |       |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |
|-----------|-------|

### 【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称                                  | 所有株式数(株)  | 割合(%) |
|-----------------------------------------|-----------|-------|
| グンゼ株式会社                                 | 9,321,376 | 14.42 |
| 株式会社みずほ銀行                               | 3,182,134 | 4.92  |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行                           | 3,172,134 | 4.91  |
| 日本生命保険相互会社                              | 2,328,752 | 3.60  |
| 東レ株式会社                                  | 1,982,801 | 3.07  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)                 | 1,339,000 | 2.07  |
| 宮川 久雄                                   | 756,000   | 1.17  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)               | 710,000   | 1.10  |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL             | 698,997   | 1.08  |
| CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO | 692,000   | 1.07  |

|                 |    |
|-----------------|----|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | —— |
| 親会社の有無          | なし |

補足説明

## 3. 企業属性

|                     |               |
|---------------------|---------------|
| 上場取引所及び市場区分         | 東京 第一部        |
| 決算期                 | 3 月           |
| 業種                  | 卸売業           |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 500人以上1000人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高   | 1000億円以上1兆円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数   | 10社以上50社未満    |

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |         |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

#### 【取締役関係】

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数             | 12 名   |
| 定款上の取締役の任期             | 1 年    |
| 取締役会の議長                | 社長     |
| 取締役の人数                 | 9 名    |
| 社外取締役の選任状況             | 選任している |
| 社外取締役の人数               | 1 名    |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 1 名    |

#### 会社との関係(1)

| 氏名    | 属性    | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|-------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |       | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 後藤 芳浩 | 公認会計士 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2)

| 氏名    | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由                                                                                                                                                                        |
|-------|------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 後藤 芳浩 | ○    | ——           | 当社は、後藤芳浩氏を、公認会計士としての高い見識と豊富な経験を活かし、当社の経営を適切に監督いただくため、社外取締役に選任しております。<br>同氏および同氏が代表を務める公認会計士後藤事務所と当社との間取引関係または特別な利害関係がないことから、同氏の独立性は確保されており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないものと判断しております。 |

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する<br>任意の委員会の有無 | なし |
|--------------------------------|----|

#### 【監査役関係】

|            |        |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 4 名    |
| 監査役の人数     | 4 名    |

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

##### 〔監査役と会計監査人の連携状況〕

監査役は、会計監査人の会計監査等に随時立会い、その都度報告および説明を受けるとともに、四半期ごとに監査役会と監査法人との協議の機会をもち、監査計画、内部統制評価、会計監査所見等について意見交換を行うことなどにより、連携を図っています。

##### 〔監査役と内部監査部門の連携状況〕

監査役は、監査の実効性を高めるため適宜、業務監査室と情報交換や監査補完を行うとともに、定期的に監査役会と業務監査室との協議の機会をもち、監査計画や内部統制評価等について意見交換を行うことなどにより、連携を図っています。

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況             | 選任している |
| 社外監査役の人数               | 2 名    |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 1 名    |

#### 会社との関係(1)

| 氏名    | 属性       | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 岩田 紀治 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   | △ | △ |   |   |   |
| 金井 博芳 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   | △ | △ |   |   |   |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

#### 会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由                                |
|----|------|--------------|--------------------------------------|
|    |      |              | 〔社外監査役の選任理由〕<br>当社は、岩田紀治氏を、大企業の経営者とし |

|       |   |                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 岩田 紀治 | ○ | 岩田紀治氏は、当社の主要株主であるグンゼ株式会社の業務執行者として2002年6月まで勤務していました。2015年3月期における当社から同社への売上高は連結売上高の2%程度、同社から当社への売上高は同社連結売上高の6%程度です。 | て経験や当社関連業界に関する豊富な知識を活かし、当社の業務執行の適法性および妥当性の保持等についてチェックを受けるため、監査役に選任しております。<br>〔独立役員の指定理由〕<br>同氏は、当社の主要株主であるグンゼ株式会社に勤務されておりましたが、同社に対する売上高、同社の当社に対する売上高のいずれも突出したものではなく、事業に影響を及ぼすものではありません。現在同社出身の監査役が2名おりますが、当社が就任を要請したもので、過去10年以上にわたり同社出身の取締役はいないなど、人的関係も希薄であります。また、同氏は同社の常務取締役を2002年に退任後、すでに10年以上経過しており、2004年に当社の監査役に就任以来、取締役会などにおいて、客観的中立の立場から適宜、適切な意見を表明されております。これらの観点から当社としては同氏の独立性は確保されており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないものと判断しております。 |
| 金井 博芳 |   | 金井博芳氏は、当社の主要株主であるグンゼ株式会社の業務執行者として2012年6月まで勤務していました。2015年3月期における当社から同社への売上高は連結売上高の2%程度、同社から当社への売上高は同社連結売上高の6%程度です。 | 〔社外監査役の選任理由〕<br>当社は、金井博芳氏を、大企業の経営者としての経験や当社関連業界に関する豊富な知識を活かし、当社の業務執行の適法性および妥当性の保持等についてチェックを受けるため、監査役に選任しています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

#### 【独立役員関係】

|               |     |
|---------------|-----|
| 独立役員の人数       | 2 名 |
| その他独立役員に関する事項 |     |

#### 【インセンティブ関係】

|                                                                 |     |
|-----------------------------------------------------------------|-----|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況                                       | その他 |
| 該当項目に関する補足説明 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span> |     |

業務執行取締役については、報酬の一定割合以上を持株会を通じ自社株の取得に充てることで、中長期的な業績向上に対するインセンティブを高めています。

|                 |  |
|-----------------|--|
| ストックオプションの付与対象者 |  |
| 該当項目に関する補足説明    |  |

#### 【取締役報酬関係】

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
| 該当項目に関する補足説明    |               |

2014年度において取締役および監査役に支払った報酬等の額は、取締役に対し112百万円、監査役に対し32百万円(うち社外監査役2名に対し9百万円)です。



報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、職責と成果にもとづく月額報酬としており、業務執行取締役については、その一定割合以上を持株会を通じ自社株の取得に充てることとしています。個々の報酬額は、株主総会で決定された報酬総額の限度内で世間水準や従業員の給与水準を考慮の上、取締役会で決定することとしております。

なお、業績連動報酬の導入を含め、報酬制度を見直す予定です。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対して取締役会等の会議資料の事前配布やその他情報提供を行うとともに、必要に応じて事前説明を行っています。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役制度を採用しています。当社の取締役会は取締役9名で構成しており、そのうち1名が社外取締役であり、原則月1回開催される定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令・定款で定められた重要事項等を決定するとともに、取締役の職務遂行を監督しています。加えて、常勤取締役と常勤監査役などで構成する経営会議を毎月1回以上開催し、迅速な意思決定と情報共有化による相互チェックを図り、効率的な業務執行を進めています。取締役の任期は、事業年度に対する経営責任をより明確化するとともに、経営環境の変化に即応できる柔軟な経営体制を可能とするため、1年としています。

監査役会は4名で構成されており、そのうち2名が社外監査役であり、取締役会への出席に加えて、各部門の責任者との面談等を通じて取締役の職務の執行状況を監査しています。常勤監査役は経営会議にも出席して業務の意思決定プロセスを監査するとともに、すべての社内稟議書類をチェックし、重要な経営情報について、適宜、その内容を事前に非常勤監査役に伝達しています。

会計監査については、会計監査人として監査法人保森会計事務所と2007年7月より監査契約を締結しており、当社グループの会計監査を受けています。なお、会計監査業務を執行した公認会計士は渡部逸雄氏および横山博氏の2名であり、その他の会計監査業務従事者は、公認会計士4名です。

内部監査については、当社をはじめ関係会社における経営の妥当性、日常業務の遂行の適正性、信頼性を監査する内部監査機関として、社長直轄の業務監査室があり、その充実を図っています。

その他の委員会として、コンプライアンスの徹底、事業のリスク・有効性・効率性、財務報告の信頼性、資産の保全などを一元的に管理・統括することを目的に、社長直轄の内部統制委員会を設置しています。同委員会の下部組織および役割等はつぎのとおりです。

・コンプライアンス部会：コンプライアンスリスクの実態把握とコンプライアンス体制の徹底

・リスク管理部会：戦略上・業務上のリスクの総合管理

また、投資委員会において、投資申請、投資先の分析・評価、投資効果の測定、懸念事項あるいは撤退等を含めた見直し案などを審議しています。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、「監査役設置会社」の形態をとっております。社外監査役2名は客観的な観点から、社内に精通した社内出身の2名の監査役(うち1名は常勤監査役)は専門的な観点から、取締役会の妥当性・適法性の確保を図っています。

加えて、社外取締役を選任し、独立的・中立的な立場から取締役会を監督する体制を取っています。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

|               | 補足説明                                                                                          |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 第85期定時株主総会招集通知は、法定期日より4営業日前の2015年6月5日に発送しました。                                                 |
| その他           | 当社は、株主総会の招集通知を発送日の2営業日前に東京証券取引所に開示するとともに当社のホームページに掲載しております。また、決議通知につきましても、当社のホームページに掲載しております。 |

#### 2. IRに関する活動状況

|                     | 補足説明                                                                              | 代表者自身による説明の有無 |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | 当社は情報開示指針を定めており、「IRポリシー」として当社のホームページに掲載しております。                                    |               |
| IR資料のホームページ掲載       | 決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、適時開示情報、株主通信、コーポレートガバナンス報告書、財務ハイライト、株主・株式情報を当社のホームページに掲載しています。 |               |
| IRに関する部署(担当者)の設置    | 経営企画部 企画広報課が担当しています。                                                              |               |

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

|                              | 補足説明                                                                                                                             |
|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社の経営理念において、社員、株主、取引先、市場、地球環境および会社組織等のステークホルダーごとに基本姿勢を明確化しています。                                                                  |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施             | 「環境宣言」を公表し、「環境マネジメント部会」を中心に環境保全活動に取り組んでいます。環境認証の一つである「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード・ステップ2」を本社、大阪支店および柳橋営業所において取得しています。                 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定    | 当社は、情報開示の方針を「株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆様の公平性および平等性を確保するため、継続的に財務情報や事業活動の状況などの企業情報を迅速かつ正確に開示する」と定めており、「IRポリシー」として当社のホームページに掲載しております。 |



## Ⅳ内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、内部統制を、【存在理念】を実現するために価値創造活動の一環として社内にも構築する、業務のコントロールとモニタリングの体制およびそのプロセスと位置付けています。当社が次代の生活品質を追求するビジネス・プロデューサーであるためには、不確実な機会と損失を常に発見し、評価し、対策を講じる広義のリスクマネジメントの整備が不可欠であり、この視点で統制のシステムを構築することが重要であると認識しています。そして、この内部統制システムが真に有効に機能するには、望ましい企業風土とも言える健全な統制環境こそが必要であると考え、めざすべき社風につながる心得として、【行動理念】を定めています。

#### 【行動理念】

私たちは、P-O-C-V(プロフェッショナル人材が利害関係者と価値を共創する)サイクルを実践するプロフェッショナル人材をめざします。プロフェッショナルとは、

- 1) 基本の積み重ねこそが、創造力の源泉であることを知っている。
- 2) 自負心をもって挑戦し、持続する意思で志を結実させる。
- 3) 自らの役割を自ら創造し、結果に対して自己責任を果たす。
- 4) 生む知恵と捨てる勇気をもって、革新を成し遂げる。
- 5) 後継者を育てることで、自らを成長させる。
- 6) どんな人にもフェアに接し、法と理にもとづいて行動する。
- 7) いかなる局面でも、仲間とともにエンジョイする心をもつ。

#### 2. 内部統制システムの整備状況

当社は、取締役会において、会社法第362条および会社法施行規則第100条にもとづき、業務の適正を確保するための体制の整備についてつぎのとおり決定しています。

##### 【1】取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役および使用人が遵守すべき行動規範である企業理念や「コンプライアンス規程」等にもとづき、コンプライアンス体制を整備する。
- 2) コンプライアンス体制の徹底を図るため、「内部統制委員会」(代表取締役社長が委員長)の下部組織として「コンプライアンス部会」を設置し、人事・労務担当取締役を責任者とする。
- 3) 「コンプライアンス部会」の担当取締役は、「コンプライアンス・プログラム」や「コンプライアンス規程」にもとづき、グループ会社における関連規程の整備を行う。また、「コンプライアンス・プログラム」の実施状況を管理・監督し、内部通報相談窓口を含む当該プログラム体制の周知・徹底およびコンプライアンス・マインドの向上を図るため、使用人に対して適切な研修を実施する。
- 4) 「コンプライアンス・プログラム」に従い、極めて重大で緊急性を有する事態だけでなく、日常的なクレームやトラブルも含めて発生時の報告・連絡体制を明確にするとともに、各部署・グループ会社においてコンプライアンス責任者を任命、クレームやトラブル等の状況、業界における事例および職場における懸念事項等について、四半期ごとに「コンプライアンス部会」への報告を求める。

##### 【2】取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

情報の保存および管理について定めた「情報管理基本規程」等の規程にもとづき、取締役の職務執行に係る情報を文書(電磁的媒体を含む)に記録・保存し、これを管理する。また、取締役および監査役は当該規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

##### 【3】損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 経営企画部を当社グループにおけるリスク管理の統括部門と定め、「内部統制委員会」の下部組織である「リスク管理部会」を中心に統合的なリスク管理体制を整備する。また、重要な影響を及ぼすリスクの把握とコントロールを目的とした「リスク管理基本規程」にもとづき、業務執行の万全性を確保する。
- 2) 「コンプライアンス・プログラム」の徹底を図ることにより、職場における円滑なコミュニケーションを通じて問題の発生を未然に防止するとともに、万が一、問題が生じた場合においても、迅速かつ適切な対応を可能にする体制を構築することにより、当社に対する信頼の維持・向上を図る。
- 3) 業務監査室は、定期的にリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長ならびに「内部統制委員会」および「リスク管理部会」、「コンプライアンス部会」に報告する。

##### 【4】取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役は、取締役会において定められた経営機構および取締役の職務分掌にもとづき職務を執行するものとし、その責任および執行手続きについては、「職制」や「役職者の責任権限規則」等において詳細を定める。
- 2) 企業理念を踏まえて策定する中期経営計画に従い、当社および子会社は、毎年次の経営計画(定量・定性目標)を策定し、経営資源の効率的な配分を行う。
- 3) 業績管理については、情報システムの活用により業績を迅速にデータ化し、担当取締役および「経営会議」に報告し、進捗状況の分析および対応策等の協議を行い、その結果を「取締役会」に報告する。

##### 【5】当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社の経営企画部がグループ全体の内部統制を担当するとともに、「コンプライアンス・プログラム」については、「コンプライアンス部会」と協働し、当社グループ全体の適切かつ統一的な運用を図る。
- 2) 経営管理については、「関係会社管理規定」にもとづき子会社経営の管理を行うほか、定期的に子会社の経営計画について確認するとともに、特に重要な子会社については、随時、業績の進捗状況を代表取締役社長に直接報告することを求める。
- 3) 担当取締役は、当社の業務監査室が実施するグループ会社に係る内部監査結果にもとづき、グループ会社社長に内部統制状況の改善計画の策定を指示し、実施の支援・助言を行う。

##### 【6】監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項およびその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、補助使用人を配置する。
- 2) 監査役補助使用人の人事異動・人事評価については監査役の同意を要するものとする。
- 3) 監査役会は、監査に必要な監査業務を業務監査室等の使用人に委嘱することができるものとし、監査業務の要請を受けた使用人は、当該業

務遂行に関して取締役の指揮・命令を受けないこととする。

【7】当社および子会社の取締役・使用人等が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制

- 1) 当社グループの取締役および使用人等は、会社法に規定されている報告事項に加えて当社グループに重要な影響を及ぼす事項について、監査役会の要望書に従い速やかに報告する。
- 2) 関係会社管理規定にもとづく子会社等からの報告事項・申請事項は、随時監査役会に報告される体制を整備する。
- 3) 当社グループの取締役および使用人等は、緊急かつ重要な事態等を発見した場合「コンプライアンス・プログラム」にもとづき監査役会に内部通報ができるものとする。

【8】前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

当社は、監査役会へ報告をした当社グループの取締役および使用人等に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を当社グループの取締役および使用人等に周知徹底する。

また、当社の内部通報規程において、当社グループの取締役および使用人等が監査役に当該内部通報をしたことにより、解雇その他のいかなる不利益を課してはならないことを明記する。

【9】監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用の償還を請求した時は、その請求に係る費用等が監査役職務の執行に必要なでないことを証明できる場合を除き、これに応ずることとする。

【10】その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役は、社内の重要会議に出席するほか、各部門の責任者との面談等を通じて取締役職務執行の状況を把握するとともに、監査役会は代表取締役と定期的な意見交換会を実施する。
- 2) 監査役会は、監査の実効性を高めるため、業務監査室および会計監査人と情報交換や監査の相互補完を行い、取締役は、その監査結果を十分尊重する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とはいかなる関係も持たないことを基本方針としており、その旨を「コンプライアンス規程」に定めています。

法務審査部を対応統括部門として、外部専門機関と連携し情報収集に努め、不当要求等があった場合には、コンプライアンス担当役員に直接報告がなされる社内体制を整備しています。事案の発生時には、統括部門を中心に外部専門機関と連絡を密にとり、速やかに対処できる体制を構築しています。また、取引先との売買基本契約書等において、相手方が反社会的勢力であると判明したか、または反社会的勢力と関与したと認められるときは、契約を即時解除できる旨の条項を入れています。

## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

### 【適時開示体制の概要】

当社においては、経営企画部を情報開示担当部署とし、経営企画部長を「情報取扱責任者」と定めています。経営企画部が中心となり、当社および当社グループに関する重要な情報を収集し、東京証券取引所が定める有価証券上場規程等に従い、適時、適切な開示を行う体制をとっています。

#### 1. 決定事実に関する情報

取締役会で決定される重要な事実については、情報取扱責任者を中心に事前に開示の要否が検討され、決定次第、速やかに経営企画部が開示しています。

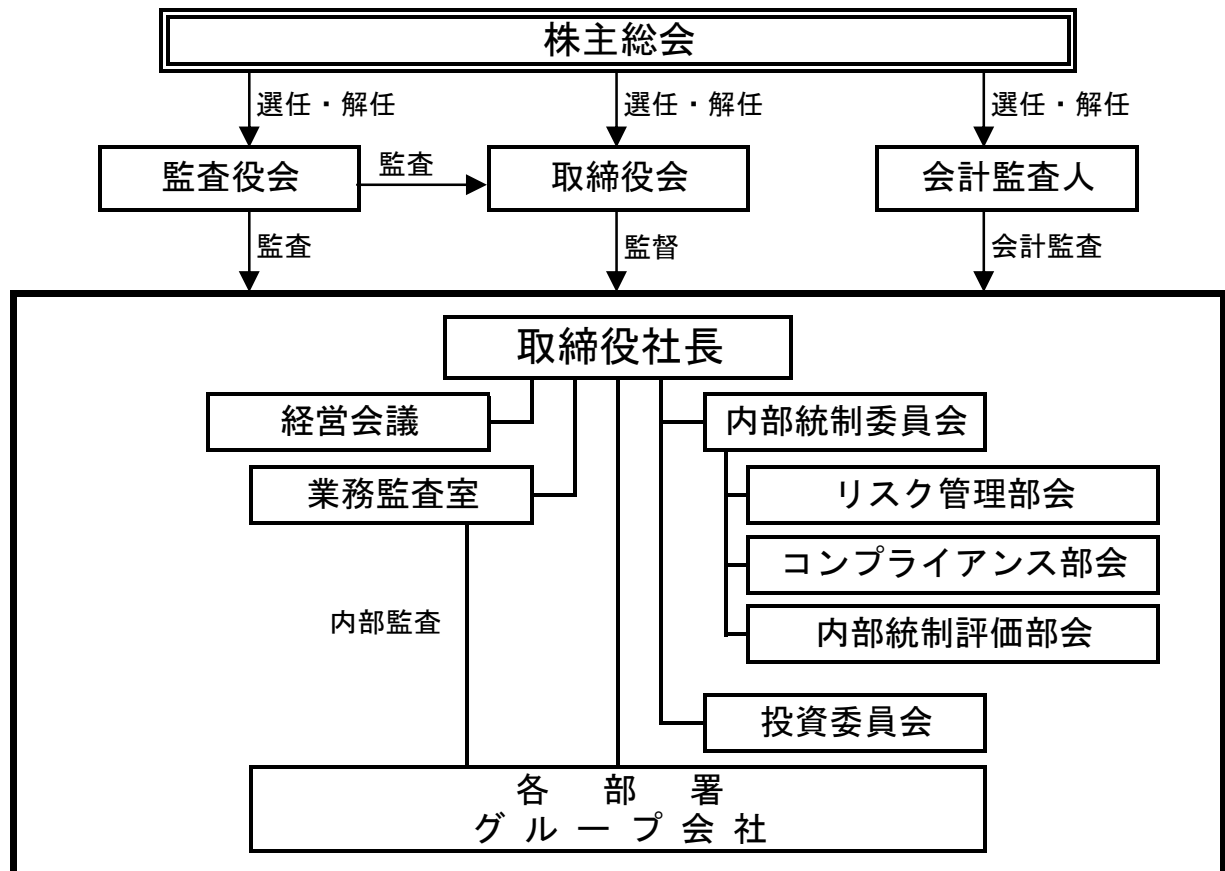
#### 2. 発生事実に関する情報

重要な発生事実については、各関係部署ならびに関係会社等から管理部門統括役員経由もしくは直接情報取扱責任者に報告がなされ、開示の要否を検討し、開示が必要とされる場合には、速やかに経営企画部が開示しています。

#### 3. 決算等に関する情報

決算短信などの決算情報は、経理部がその案を作成し、取締役会での承認を経て、経営企画部が開示しています。なお、業績予想等の修正については、事前に開示の要否を検討したうえで、取締役会での承認後、経営企画部が開示しています。

【内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図】



【適時開示体制についての模式図】

